

長崎大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針

令和 4年 3月 8日

学 長 裁 定

1. 趣旨

この基本方針は、ネーミングライツの適正な導入を図るため、その設定等に関し必要な事項を定める。

2. 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 命名権 本学の施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称(以下「別称等」という。)を設定する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ事業 契約により、本学が命名権を付与した事業者等(以下「命名権者等」という。)から得た命名権の対価(以下「命名権料」という。)を活用して本学の教育研究環境の向上を図る事業をいう。
- (3) 施設等 本学が所有する施設、スペースその他の財産をいう。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除く。
- (4) 事業者等 法人、法人以外の団体(以下「法人等」という。)又は法人等により構成された団体をいう。

3. 選考委員会

ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、ネーミングライツ選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- (1) 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ① 対象施設等の選考その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項
 - ② 命名権者等の公募に必要な募集要項の策定に関する事項
 - ③ 命名権者等の選考(別称等、命名権料、契約期間、その他の項目を含む。)に関する事項
- (2) 選考委員会は次に掲げる委員で組織する。ただし、(1) ②及び③に掲げる事項を審議するときは、対象施設の関係部局等の長を委員に加えるものとする。
 - ① 理事（財務・施設担当）
 - ② 理事（広報・基金担当）
 - ③ 広報戦略本部長
 - ④ 政策企画部長
 - ⑤ 施設部長
 - ⑥ その他委員長が必要と認めた者

- (3) 選考委員会に委員長を置き、(2)①の委員をもって充てる。
- (4) (2) ⑥の委員は、委員長が任命する。任期は2年とし、再任は妨げない。
- (5) 委員長は、選考委員会を主宰する。
- (6) 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- (7) 選考委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4. 対象施設等

- (1) 対象施設等は、ネーミングライツ事業を実施しようとする施設等の関係部局長の申請に基づき、選考委員会審議を経て学長が指定するものとする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、選考委員会は自ら対象施設等を選定することができる。

5. 別称等の条件

別称等は、当該対象施設等運営に支障を及ぼさないものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、別称等として設定することができないものとする。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

6. 命名権者等の募集方法

ネーミングライツ事業の実施に当たり、命名権者等の募集は、原則として公募により行う。

7. 命名権者等の決定及び契約の締結

- (1) 選考委員会は、命名権者等の採用候補者を選考し、当該選考の結果を学長に報告する。
- (2) 学長は、選考委員会の報告を踏まえ、命名権者等に採用する事業者等を決定する。

8. 本学の責務

本学は、公式ウェブサイト、広報誌等で幅広く使用するなど別称等の普及に努める。

9. 命名権者等の責務

- (1) 命名権者等は、別称等に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から別称等に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者等の責任及び負担において解決しなければならない。

10. 本学の解除権

- (1) 学長は、命名権者等が次のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。
 - ① 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。
 - ② 募集要項に定める応募資格を満たさなくなったとき。
 - ③ その他学長が命名権の付与の取り消す必要があると認めるとき。
- (2) (1) ③を取消事由とする場合には、命名権料の返還について命名権者等と協議するものとする。

11. 命名権者等の解除権

- (1) 命名権者等は、命名権者等の都合によりの契約の履行が不可能となったときは、契約の解除を申し出ることができる。
- (2) (1)によりこの契約が解除された場合、命名権者等は、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学と命名権者等が協議の上決定する。

12. 実施

この基本方針は、令和4年3月8日から実施する。

附 則

この基本方針は、令和6年8月1日から実施し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月14日から実施する。